



特定原産地証明書の発給手続き

平成24年4月
日本商工会議所国際部



発給手続き

企業登録



原産品判定依頼



(同意通知)



発給申請

日本商工会議所（指定発給機関）

<企業登録> ※ステップ5

①企業登録申請書、履歴事項全部証明書等を提出（郵送 or 持参）

②特定原産地証明書発給に必要な資料の送付（郵送）
企業登録番号、システムURL、ログインID／パスワード

輸出者
生産者

<原産品判定依頼> ※ステップ6

①原産品判定依頼書の提出（特定原産地証明書発給システム）
「原産品であることを明らかにする資料」（EPAの原産地規則に基づき原産資格を有していることを確認できる情報）の入力

原産品であるかどうかについて
審査（判定審査）

原産品であると認められる場合（承認）

必要に応じて、
・申請に係る物品の確認、関係者への照会
・証明資料提出者等の同意を得て、実際に設備や書類その他の物件の調査等を実施。

②原産品判定番号の付与

輸出者
生産者 ※生産者から判定に必要な情報を入力している場合、輸出者も判定依頼可能

証明資料提出同意通知書の提出（判定依頼者が生産者の場合）

留意事項の通知

<誓約書利用登録> ※ステップ6

（特定原産地証明書発給システム）

②誓約書の利用申請

③誓約書の登録確認

輸出者

①誓約書の提出

生産者

<特定原産地証明書の発給申請> ※ステップ7

①発給申請書の提出（特定原産地証明書発給システム）

発給申請内容を審査（発給審査）

発給が認められる場合（承認）

必要に応じて、書類の確認、関係者への照会

生産者（誓約書の場合）

②特定原産地証明書の交付、留意事項の通知

輸出者

③発給手数料の納付（現金など）

企業登録①

登録にあたっての注意点

- ▶ 企業の実在確認が目的
- ▶ 1企業1登録（有効期間：2年）
- ▶ 非特惠原産地証明の貿易登録とは別登録
- ▶ すでに他のEPA協定で登録済みの場合は登録不要
- ▶ 登録情報に変更があった場合は速やかに連絡を

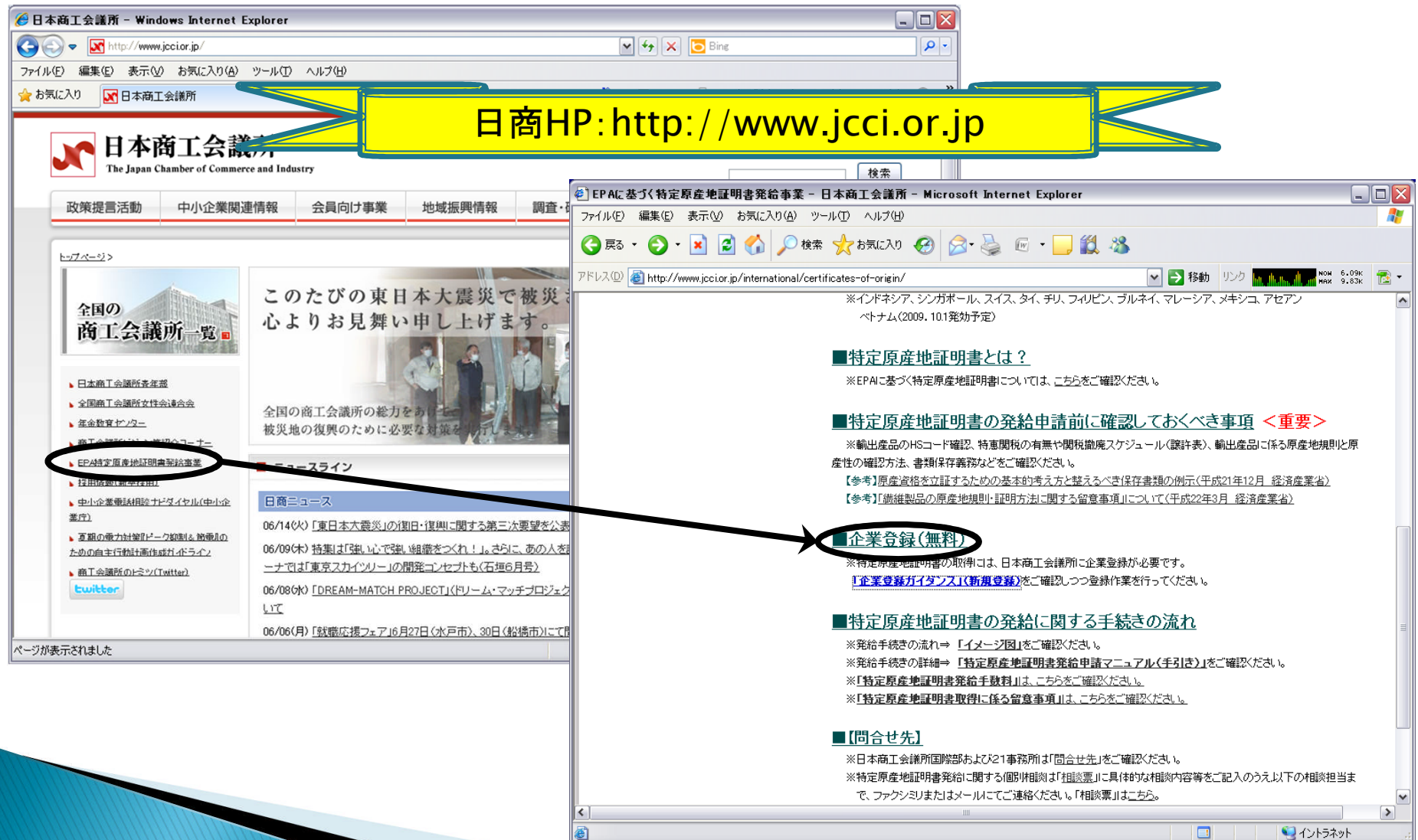
- 登録手数料は無料
- 「登録申請書」はWEB上で作成、「同申請書」を印刷
- 「履歴事項全部証明書」を同封のうえ、日商・国際部へ郵送
（※法人登録の場合。個人登録の場合はマニュアル参照）

企業登録②

【サイン登録】

- ▶ 登録企業による特定原産地証明書に係る申請意思を確認するための社内委任
 - ・ 代表者から企業内の役員、従業員への委任行為
- ▶ 1 登録企業に複数のサイン登録可能（上限なし）
- ▶ サイン有効期間＝企業登録の有効期間と同じ
- ▶ 登録されたサインが、特定原産地証明書に申請企業の申請代表として印字される
- ▶ 手数料は無料（新規、更新、変更を含む）

企業登録(新規)の手続き①



日商HP: <http://www.jcci.or.jp>

企業登録(無料)

※特定産地証明書の取得には、日本商工会議所に企業登録が必要です。
[「企業登録ガイド」\(新規登録\)](#)をご確認しつつ登録作業を行ってください。

特定産地証明書の発給に関する手続きの流れ

※発給手続きの流れ⇒「イメージ図」をご確認ください。
 ※発給手続きの詳細⇒「特定産地証明書発給申請マニュアル(手引き)」をご確認ください。
 ※「特定産地証明書発給手数料」は、こちらをご確認ください。
 ※「特定産地証明書取得に係る留意事項」は、こちらをご確認ください。

【問合せ先】

※日本商工会議所国際部および21事務所は「問合せ先」をご確認ください。
 ※特定産地証明書発給に関する個別相談は「相談窓口」に具体的な相談内容等をご記入のうえ以下の相談担当まで、ファクシミリまたはメールにてご連絡ください。「相談票」はこちら。

企業登録(新規)の手続き②

企業登録(法人) - Microsoft Internet Explorer

アドレス: <http://www.jcci.or.jp/gensanchi/registration1.html>

わが国のEPA全般 | EPAに関する国(地域)別情報 | 特定原産地証明書とは?
特定原産地証明書の発給申請前に確認しておくべき事項<重要> | [企業登録](#)
特定原産地証明書の発給に関する手続きの流れ | 問合せ先 | サイトマップ

企業登録

法人の新規登録に必要な書類

- ・登録申請書(署名用紙含む)・・・下記「企業登録申請フォーム」よりダウンロードしてください。
- ・履歴事項全部証明書・・・法務局にてご入手ください。
 - ※ 登録申請書には、法務局に届け出ている代表者印の押印またはインをしてください。
 - ※ 履歴事項全部証明書は3ヶ月以内発行の原本をご提出ください。
 - ※ 企業登録のためにご提出いただく資料は、「履歴事項全部証明書」「現在事項全部証明書」ではお受け付けできませんのでご注意ください。

下記の流れにしたがって企業登録を行ってください。

1. **「企業登録申請フォーム」**より企業情報の登録を開始する。
2. 送信されたURLを開き、企業・個人の情報を入力する。

企業情報登録申請 - Microsoft Internet Explorer

アドレス: <http://www.jcci.or.jp/gensanchi/toroku/form.html>

登録されたメールアドレス宛てに登録申請書作成についてのご案内を送信します。

企業名 *個人の場合は入力不要

担当者氏名

メールアドレス

メールアドレス再入力

パスワード 任意のパスワードを設定してください(半角英数)。ここで入力されるパスワードは、登録申請書作成時に必要となります。忘れないようにご注意ください。

送信

ページが表示されました



企業登録(新規)の手続き③

The image shows a screenshot of an email and a web browser window. The email, from x-tokuteico@jccior.jp, contains instructions for creating a company registration application. It includes a URL: <https://cer.jccior.jp/Magic101Scripts/mrgqispi101.dll?appname=TSI&prname=>. The browser window shows the corresponding web page, which has a button labeled "登録申請書を作成する" (Create registration application form) circled in red. A red arrow points from the URL in the email to this button. Below the browser window, a list of steps for the registration process is shown, starting with "3. 登録申請書(PDF)を印刷する。" (Print registration application form (PDF)).

特定原産地証明書発給に係る登録申請書作成についてのご案内 - メッセージ (テキスト形式)

メッセージ 開発

送信 全員へ送信 転送 削除 フォルダへ移動 仕分けルール作成 その他のアクション セーフリスト 受信拒否リスト 迷惑メールではないメール 迷惑メール 分類 フラグの設定 未読にする オプション 検索 関連アイテム 選択

差出人: x-tokuteico@jccior.jp
宛先: 宛先
CC: 宛先
件名: 特定原産地証明書発給に係る登録申請書作成についてのご案内

※このメールは、登録されたメールアドレス宛に自動的にお送りしています。
※このメールは配信専用です。このメールに返信はできません。
※お問い合わせ先はメール文末をご覧ください。

日商製作所
日商 三郎 様

このメールは経済連携協定に基づく、特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則第4条の2に定められた発給の申請に係る事前登録の手続きのご案内です。

▼下記アドレスより登録申請書を作成してください。
(登録されたパスワードの入力が必要です)

<https://cer.jccior.jp/Magic101Scripts/mrgqispi101.dll?appname=TSI&prname=>

上記アドレスの有効期限は平成22年06月22日 までです。
期限内に登録申請書の作成を完了してください。

※アドレスが途中で改行されていると申請ページにリンクしない場合があります。
その場合アドレス文字列全体をブラウザのアドレスバーにコピーして下さい。
※このメールは申請手続きが完了するまで大切に保管するようお願いいたします。
本メールの再発行はできません。
※登録申請書を作成するために必要なパスワードを忘れないようにしてください。

特定原産地証明書の発給申請に係る企業登録申請書の作成

【はじめに】
・この手続きは、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する企業登録申請書の作成を
ご案内しております。

【注意】
※登録申請書の作成をもって企業登録が完了するものではありません。
必要書類を郵送いただき、審査後に正式登録となります。

【作成前に】
・登録申請書等はPDFで出力されます。印刷するにはAdobe Readerが必要です。
Adobe Readerは右-MENU-よりインストールできます。
・登録申請書記載サンプルにより、記載例がご覧いただけます。

登録申請書記載サンプル
登録申請書を作成する

書類(PDFファイル)を印刷するには
Adobe Readerが必要です。

Get ADOBE READER

登録申請書の作成

送られてきたメールにある申請書作成ページのアドレスをクリックして、
申請書の作成画面を展開します。

3. 登録申請書(PDF)を印刷する。
4. 登録申請書に代表者印を押印する。(署名でも可)
5. 利用者各人の署名(サイン)を記入する。
6. 登録申請書と必要書類を「書類提出先」に郵送する。
7. 日本商工会議所に書類審査。

ページが表示されました

インターネット



企業登録(新規)の手続き④

企業情報登録申請 - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る 検索 お気に入り

アドレス(AD) https://cer.jccior.jp/Magic101Scripts/mgrqspi101.dll

1. 特定原産地証明書発給に係る登録申請者

トップに戻る

- ◎ * は必須入力です。
- ◎ 注記に従い、全角文字、半角文字を間違えないように入力してください。
- ◎ 入力が進みましたらフォーム下の「登録内容を確認する」をクリックしてください。

▼ 登録申請者

* 法人等の区分		該当する法人等の区分を選択してください。
* 業態の区分		業態の区分を選択してください。
法人格		該当する法人格を選択してください。 * 該当する法人格がない場合「その他」を選択してください。
法人格付加位置		法人の場合、法人格が企業名の前後どちらに付くか選択してください。
* 法人名又は個人名 (和文表記)		全て全角で入力してください。 (例: 日本商事) 法人の場合、法人格は省略してください。
* 法人名又は個人名 (ふりがな)		全て全角ひらがなで入力してください。 (例: にほんしょうじかぶしがいしゃ)
* ★ 法人名又は個人名 (英文表記)		* 正式な英文社名(ピリオド、カンマ等を含む)を記入してください。 全て半角英文字で入力してください。 (例: Nippon Shoji Co., Ltd.) 法人の場合、法人格は省略してください。
* 住所又は所在地 (郵便番号)		全て半角数字で入力してください。 (例: 100-0005)
* 住所又は所在地 (和文表記)		* 「履歴事項全部証明書」の本店欄に記載されている住所をご記入ください。 全て全角で入力してください。 (例: 東京都千代田区丸の内3-2-2)
* ★ 住所又は所在地 (英文表記)		全て半角英文字で入力してください。 (例: 2-2, Marunouchi 3-Chome, Chiyoda-ku, Tokyo)
国 (英文表記)	JAPAN	変更できません。

ページが表示されました

企業情報を入力します

サイナー情報登録 - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

戻る 検索 お気に入り

アドレス(AD) https://cer.jccior.jp/Magic101Scripts/mgrqspi101.dll

2. 特定原産地証明書

トップに戻る

登録申請者	株式会社日商製作所
登録申請番号	073393501

◎ サイナーの情報を入力し「登録」ボタンを押してください。
◎ * は必須入力です。
◎ ★ は証明書に記載される項目です。

* 氏名(和文)		全て全角で入力して下さい。 (例: 日商 次郎) * 姓と名の間は全角1文字空けてフルネームでご記入下さい。
* ★ 氏名(英文)		全て半角文字で入力して下さい。 (例: Jiro Nisho) * ファーストネームとファミリーネームの間は半角1文字空けて下さい。
役職(和文)		全て全角で入力して下さい。 (例: 部長) * 役職は部署名を除きご記入下さい。
役職(英文)		全て半角文字で入力して下さい。 (例: Manager)
部署名(和文)		全て全角で入力して下さい。 (例: 海外事業部)
* 電話番号		全て半角文字で入力して下さい。 (例: 03-1234-5678) * 市外局番・市内局番の間は半角“-”を入れて下さい。
FAX番号		全て半角文字で入力して下さい。 (例: 03-1234-5678) * 市外局番・市内局番の間は半角“-”を入れて下さい。
メールアドレス		全て半角文字で入力して下さい。 (例: jironisho@jccior.jp)

↑ 登録 キャンセル

ページが表示されました

サイナー情報を入力します
(必要人数分を繰り返す)

書を印刷するにはサイナー登録を行って下さい。



企業登録(新規)の手続き⑤

1 / 2	
新規	
登 録 申 請 書	
No. 07339350101	
作成 2010年06月12日	
日本商工会議所 殿	
登録申請者	
(ふりがな) 氏名又は名称	にっしょうせいさくじょかぶしきがいしゃ 株式会社日商製作所
住所又は所在地	〒100-0000 東京都千代田区丸の内1-1-1
(ふりがな) 代表者の氏名等	にっしょう いちろう 代表取締役社長 日商 一郎
(ふりがな) 担当者の氏名	にっしょう さぶろう 日商 三郎
連絡先の住所又は所在地	〒100-0000 東京都千代田区丸の内1-1-1

代表者印を押印し、サイナー
の肉筆サインを記載のうえ、
履歴事項全部証明書とともに、
日商国際部へ郵送します

2. 特定原産地証明書の受給に係る手続き及び署名に関する権限を有する者

2 / 2
No. 07339350101

署 名		和文	日商 三郎
氏名	氏名	英文	saburo nissyo
	役職	英文	staff
部署名	部署名	海外営業部	
	電話番号	00-0000-0000	
	FAX番号	11-1111-1111	
	E-mail	sabu@nisshoseisakujo.com	

○すでに登録がある企業の方がID・PWを追加取得したい場合は、システムにログインし、サイナーの追加・変更手続きをお願いします。

原産品判定依頼①

原産品判定にあたっての注意点

- ▶ **HSコードの入力は6桁**
 - ・ 下記以外の協定はHS2002を使用
 - ・ 日スイス、日ベトナム、日インド協定、日ペルー協定ではHS2007を使用
- ▶ **各協定ごとに原産品判定依頼が必要**
 - ・ 原産地規則、品目別規則が異なるため
- ▶ **原産品判定依頼の前に、輸出品が原産品であることを立証できる資料の整備が必要**
 - ・ 当該資料の提出は原則不要
 - ・ 判定事務所の求めに応じて、即時に提出が必要



保存すべき資料の例示（CTCルール）

【対象産品】生産国：日本、製造場所：●●工場、仕向地：タイ

【適用した原産地規則】関税番号変更基準：CTH(4桁変更)

【協定名】日アセアン協定

）年〇月〇日

産品		部材			
HSコード	産品名	HSコード	部品名	単価	原産情報等
		3917.29	プラスチック製管		
		3923.50	プロテクター		
		3926.90	Drive gear		
		4016.93	ワッシャー		
		5901.90	織物製テープ		
		7318.14	Receptacle		
		7318.15	Tapping screw		
		7318.16	Nut		
		7318.21	Class fuse		
		7318.22	Spounge seal		
		7320.10	Surge absorbers		
		7320.20	ばね		
		8310.00	サインプレート		
		(8443.99)	Tape cartridge	原産(マレーシア)	Form AJ(マレーシア発給)
		(8501.10)	モーター	原産(マレーシア)	Form AJ(マレーシア発給)
		(8505.19)	フェライトコア	原産(マレーシア)	Form AJ(マレーシア発給)
		8003.00	PB free Solders(はんだ)		
		(8532.29)	LED	原産(日本)	サプライヤー証明書(●●製作所△△工場)
		8533.10	電気抵抗器		
		8534.00	印刷回路		
		8536.90	接続子		
		(8544.11)	銅線	原産(日本)	サプライヤー証明書(〇〇株式会社△△工場)
		9607.19	ファスナー(留め具)		
8544.30	ワイヤーハーネス				

比較してHS番号が変更していることを確認！

HS番号が変更しないため、「原産(日本)」の部品を使用。

・単純に使用した部材のHS番号が製品と比較して変更していることを確認できればよい。

・製造工程フロー図や生産指図書等により、投入原材料が全て確認されれば、非原産とした材料については、取引書類も原産性にかかる書類も必要なし。

・デミニマス適用等以外にはコスト情報は原則不要。

・原産材料については、HSコードの記載は原則不要。

・原産材料であっても、当該部材のHS番号が製品と比較して変更していることが確認できれば、非原産とみなしてよい。

※【原産地規則（一般規則）】

当該産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、4桁番号の水準におけるもの（すなわち、項の変更）が行われた産品。

証明書を出したサプライヤーも、納入部材に関する同様の対比表（VAを用いた場合は計算ワークシート）を作成している必要あり。

保存すべき資料の例示 (VAルール)



➤対象産品(生産国:日本、製造場所:●●工場、仕向地:タイ)【協定名】日アセアン協定

作成日:〇年〇月〇日

HSコード	産品名	FOB価格(出荷価格)	FOB価格(円換算)	付加価値	非原産材料価格	原産資格割合	関値
8544.30	ワイヤーハーネス	\$64	¥5,800	¥4,400	¥1,400	76%	40%

➤原材料等の構成 (※HSコードの記載は原則不要)

(HSコード)	部品名	原産/非原産	単価	原産情報	価額情報
(8443.99)	Tape cartridge	原産(マレーシア)	¥...	Form AJ(マレーシア発給)	在庫出庫記録、輸入インボイスの写し
(8501.10)	モーター	原産(マレーシア)	¥...	Form AJ(マレーシア発給)	在庫出庫記録、輸入インボイスの写し
(8505.19)	フェライトコア	原産(マレーシア)	¥...	Form AJ(マレーシア発給)	在庫出庫記録、輸入インボイスの写し
(8532.29)	LED	原産(日本)	¥...	サプライヤー証明書(●●製作所△△工場)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
(8544.11)	銅線	原産(日本)	¥...	サプライヤー証明書(〇〇株式会社△△工場)	在庫出庫記録、取引契約書、国内インボイス
	原産材料価格合計		¥1,100		
(3917.29)	プラスチック製管	非原産	¥...		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(3923.50)	プロテクター	非原産	¥...		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(3926.90)	Drive gear	非原産	¥...		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(4016.93)	ワッシャー	非原産	¥...		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(5901.90)	織物製テープ	非原産	¥...		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(7318.14)	Receptacle	非原産	¥...		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(7318.15)	Tapping screw	非原産	¥...		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(7318.16)	Nut	非原産	¥...		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(7318.21)	Class fuse	非原産	¥...		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(7318.22)	Spounge seal	非原産	¥...		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(7320.10)	Surge absorbers	非原産	¥...		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(7320.20)	ばね	非原産	¥...		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(8310.00)	サインプレート	非原産	¥...		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(8003.00)	はんだ	非原産	¥...		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(8533.10)	電気抵抗器	非原産	¥...		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(8534.00)	印刷回路	非原産	¥...		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(8536.90)	接続子	非原産	¥...		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
(9607.19)	ファスナー(留め具)	非原産	¥...		単価算出のワークシート、数字を裏付ける台帳・伝票、購入インボイス、在庫出庫記録
	非原産材料価格合計		¥1,400		
	生産コスト・経費	-	¥2,700		製造原価明細
	利益	-	¥400		製造原価明細
	輸送コスト・チャージ	-	¥200		製造原価明細、国内輸送取引明細、通関業者取引明細等
	非材料費合計		¥3,300		
FOB価格	-		¥5,800		取引契約書、インボイスの写し、工場出荷記録等
	外国為替レート US\$1 = ¥90		\$64		

※【原産地規則(一般規則)】

付加価値基準において、域内原産割合(RVC)が40%以上の産品であって、生産の最終工程が当該締約国において行われたもの。

出典:経済産業省

・協定上のVA計算式(控除方式)には、原産材料の価額は出てこないで、控除方式を用いる限り原産材料単価の立証は不要だが、運用上、原産材料価額を積み上げる手法を用いた場合には、当該価額を立証する資料が必要。

・控除方式or積み上げ方式の選択は、原産/非原産材料の点数や価格の大小等により、どちらの方が計算がより簡便になるかを判断。

・非原産材料価額は、協定上「CIF又はfirst ascertainable price」とされているところ、在庫で異なるCIF価格の材料が混在していても入庫時のCIF価格を割り出す必要はないと考えられる。

・材料単価決定方式は、各企業の採用する会計基準に基づいて構わない。ただし、実際の購入単価との変動を定期的に確認し、VAルールを満たしていることを確認すること。

原材料単価の根拠となる日々の在庫記録・帳簿等について、原産地証明担当部署は当該書類の所在を把握し、検認時に求められた場合には、必要に応じて関係部署から提出できるような社内体制を整えておくこと。

積み上げ方式のうち、非材料費(労務費、諸経費、利益等)を付加価値分を含める場合には、当該価額を裏付ける資料が必要。

積み上げ式の場合、
①まず「非材料費」がVA関値を超えるか確認、
②超えない場合、「非材料費+原産材料費」がVA関値を超えるまで積上げると簡便!

控除式の場合、「非原産材料」を特定、FOB差引額のFOBとの控除額がVA関値を超えるか確認!

原産品判定依頼②

▶ 原産品判定依頼の資格者：

輸出産品の生産者か輸出者のみ（法第三条）

- 生産者が判定依頼し、輸出産品が原産品であると確認された場合、当該産品に「**原産品判定番号**」が付与される
- 生産者が上記産品の輸出を輸出者に委ねる場合、「**原産品判定番号**」の使用を認める旨を、システム上で発給機関と当該輸出者に通知＝**同意通知**
- 国内卸商（輸出者でも生産者でもない者）は生産者に代わって原産判定依頼はできない
- ▶ 標準処理日数：3営業日（不備があれば無期限）
- ▶ 原産品判定に手数料は不要

原産品判定依頼の手続き①

特定原産地証明書発給システム

特定原産地証明書
発給申請マニュアル(手引き)
※初めての方はこちらを必ずご一読ください。

ログインされる方は、この画面にアクセスしてから、こちらをクリックしてください。
↓ 現在ログイン状態です。
ログイン画面 閉じる

①「ログイン画面」
ボタンをクリックし、
ID/PWを入力して
メインメニューに進
みます

② 判定依頼者
のメニュー

③ 発給申請者の
メニュー

④ 企業登録情報のメニュー
(登録内容の変更、サイナーの追加など)

⑤ 原産品判定依頼書
入力に進みます

分野別情報
国・地域別情報
ASEAN アセアン
インド

重要情報
特定原産地証明書発給システム
7件 発給申請中 6件
5件 発給手続中 14件
2件 交付準備完了 9件
三郎様の状況です。
※有効期限が30日以内の同意通知を受けている状況です。

メインメニュー

原産品判定
原産品判定依頼書入力
原産品同意通知書入力
原産品(誓約書)利用状況

発給申請
発給申請書入力
原産品同意通知書照会
引換書・受領書印刷
誓約書情報入力(スイス・ペルーのみ)

企業情報
企業情報の変更(サイナーの追加・変更含む)
有効期限の更新(期限30日前から手続可能)
メール送信設定



原産品判定依頼の手続き②

原産品判定依頼書

メニューに戻る

判定受付番号		状態	
判定依頼日※	~	依頼者名 (部分一致)	
原産品判定番号		産品名 (部分一致)	
協定		判定受付事務所	

表示件数/条件 20 表示可のみ

検索表示

①各項目で絞り込みができます

※判定依頼日は西暦年月日の数字を入力してください。(例: 2008年5月1日→20080501)
※この一覧は、受付番号の大きい順に表示されます。
※非表示欄をチェックすると当該産品を非表示にできます。再表示は、右上の「条

新規入力 TSV形式で新規入力

件数: 116 ※同意: 同意通知書が提出されている産品には○が表示されます

ページ: [前] 1 2 3 4 5 6 [次]

判定	受付番号	依頼日	HSコード	状態	産品名	依頼者名	事務所	同意※	修正	削除	複写	非表示
		02/14	847130	承認	portabl		東京		修正	削除	複写	☐
		02/08	847130	承認	portabl		東京		修正	削除	複写	☐
			847130	保存	portabl		東京		修正	削除	複写	☐
タイ	01381504	2011/12/21	847130	承認	Portable digital automati	日商 三郎	東京		修正	削除	複写	☐
タイ	01381404		847130	保存	portabl digital automati	日商 三郎	東京	○	修正	削除	複写	☐
タイ	01381104	2011/12/16	610130	承認	jeans coat	日商 五郎	東京		修正	削除	複写	☐
タイ	01381004	2011/12/16	620101	判定依頼	aparel	日商 五郎	名古屋		修正	削除	複写	☐
タイ	01380804	2011/12/15	620101	承認	aparel	日商 三郎	名古屋		修正	削除	複写	☐
タイ	01380404	2011/09/14	123456	承認	abc	日商 三郎	東京	○	修正	削除	複写	☐
タイ	01379904	2011/08/26	123456	承認	cde				修正	削除	複写	☐
タイ	01379804	2011/08/26	123456	承認	abc				修正	削除	複写	☐

②現在の審査状況を確認できます

③「複写」ボタンで過去の案件を簡単に複写して利用できます

④利用しなくなった承認案件を非表示にできます

⑤新規入力ボタンをクリックします



原産品判定依頼の手続き③

原産品判定依頼書

メニュー

キャンセル 保存 判定依頼

日本商工会議所 御中

1. 当社/私は、標記原産品判定依頼に関し、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に則り、当該原産品判定依頼書に係る申告内容は全て真正であることを誓約します。

2. 当社/私は、当該原産品判定依頼書について、記載内容を立証する関係資料を原産地証明書の発給の日以後5年間(日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定および日ベトナム協定は3年間)保存し、両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じて提出することを誓約します。

3. 当社/私は、当該判定依頼書について次に掲げる事実を知ったときは、
①当該特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと
②当該原産品判定依頼書の内容に誤りがあったこと

注意事項

特定原産地証明書の発給申請時点で、本原産品判定依頼書は、経済連携協定「特定原産品であることを明らかにする資料」に相当します。よって、虚偽用されますので十分注意してください。

以上の事項のとおり誓約し、判定依頼を行います。

はい

①画面の注意事項を確認して「はい」をクリックします

原産品判定依頼書

メニューに戻る

※協定は後で変更すると入力したデータが無効になる場合があります。変更の際は、必ず確認のうえ、変更してください。
判定事務所を選択しないと、登録住所の最寄りの事務所をシステムが自動的に選択します。

協定	日タイ協定
判定事務所	事務所選択

下記の欄のうち、①のついた欄は必須項目となりますので、必ずご記入ください。

■判定依頼者

原産品判定依頼は、原則、当該製品の生産者が行いますが、原産地証明書の発給申請者（輸出者）が行うことも可能です。
（この場合、発給申請者（輸出者）は生産者から当該製品に関する情報（証明資料）を入手する必要があります）。
いずれの場合も、特定原産品であることを明らかにする資料を、日本商工会議所の求めに応じて提出できる者でなければなりません。

①	企業登録番号	A00030367
①	和文氏名	日商 三郎
①	和文社名(屋号)	日商製作所 株式会社
①	郵便番号	〒111 - 0000
①	所在地	東京都千代田区丸の内1-1-1

■生産者欄

製品の生産者を必ず記載してください。

※生産者が企業登録をしている場合は、企業登録番号を入力し、情報取り込みを行ってください。
※企業登録をしていない生産者の場合は、企業登録番号欄に“99999999”（数字9桁）を入力して情報を入力してください。

Copyright 2012 The Japan Chamber of Commerce and Industry. All rights reserved.

16



原産品判定依頼の手続き④

■生産者欄

製品の生産者を必ず記載してください。

※生産者が企業登録をしている場合は、企業登録番号を入力し、情報取り込みを行ってください。
※英文所在地は、国名(JAPAN)まで、正確にフルアドレスを記載してください。

生産者	◎	企業登録番号：半角英数字	
	◎	和文社名(屋号)：全角	
	◎	英文社名：半角	
	◎	電話番号：半角	
		FAX番号：半角	
		E-mail：半角	
	◎	郵便番号：半角	
	◎	和文所在地：半角	

情報取込

③入力内容がよろしければ、「はい」をクリックします

②「情報取込」を押下するとデータが自動入力されます

①生産者＝判定依頼者の場合、判定依頼者の企業登録番号を入力してください

協定に定められた原産地規則に基づき、原産品判定依頼を行う。

はい

いいえ

■判定依頼者

原産品判定依頼は、原則、当該製品の生産者が行いますが、原産地証明書の発給申請者（輸出者）が行うことも可能です。
（この場合、発給申請者（輸出者）は生産者から当該製品に関する情報（証明資料）を入手する必要があります）。
いずれの場合も、特定原産品であることを明らかにする資料を、日本商工会議所の求めに応じて提出できる者でなければなりません。

◎	企業登録番号	A00030367
◎	和文氏名	日商 三郎
◎	和文社名(屋号)	日商製作所 株式会社
◎	郵便番号	〒111 - 0000
◎	所在地	東京都千代田区丸の内1-1-1

原産品判定依頼の手続き⑤

原産品判定依頼書

メニューに戻る

■関税分類番号(tariff classification number) 及び 原産品名(Description of good(s))

原産品判定の対象となる原産品名を英文で記載してください。

※原産地証明書に印字される原産品名は、原則としてインボイスの表記及びHSの品名に準拠します。
※この表記は、原産地証明書の Field4 : Description of goods に反映されます。
※ブランド名や商品コードの記載のみでは証明できません。具体的かつ一般的な商品名を記載してください。
※関税分類番号(HSコード)は、輸入時のものを使用してください。また、2002年と2007年のどちらかで入力してください。

产品名称を英語で入力します。
ブランド名だけ、品番のみでは証明
できません

(1)原産品判定を行う輸出製品のHSコード及び英文名称を入力してください。

HSコード(6桁)	原産品判定対象の輸出製品名(英語)

■特惠基準(Preference criteria)

協定に基づき、輸出される産品

HSを6桁で入力します。

協定によりHS2002とHS2007のどちらで
入力するかが異なります

の要件を満たさなければなりません。

※特惠基準を選択してください。

(2)原産品判定基準：原産品判定基準を下記から選んでください。

該当するものを選択	原産品判定基準
☐ A	日本国内で完全に得られ又は生産される産品 (協定第3章第28条1(a))
☐ B	日本国内に完全生産材料から生産される産品 (協定第3章第28条1(b))
☐ C	日本国内において非原産材料を使用し生産された産品 (協定第3章第28条1(c))

原産品の判定基準を選択します
(完全生産品／原産材料のみの産品／
非原産材料を使用して生産される産品)

原産品判定依頼の手続き⑥

原産品判定依頼書		メニューに戻る								
（３）（２）のcを選択した場合の判定基準を選択 該当するものを選択 <table border="1"> <tr> <td>☐ 1</td> <td>付加価値基準(VA)</td> </tr> <tr> <td>☐ 2</td> <td>関税番号変更基準(CTC)</td> </tr> <tr> <td>☐ 3</td> <td>加工工程基準(SP)</td> </tr> <tr> <td>☐ 4</td> <td>付加価値基準(VA) + 関税番号変更基準(CTC)</td> </tr> </table>			☐ 1	付加価値基準(VA)	☐ 2	関税番号変更基準(CTC)	☐ 3	加工工程基準(SP)	☐ 4	付加価値基準(VA) + 関税番号変更基準(CTC)
☐ 1	付加価値基準(VA)									
☐ 2	関税番号変更基準(CTC)									
☐ 3	加工工程基準(SP)									
☐ 4	付加価値基準(VA) + 関税番号変更基準(CTC)									
■その他の事項 ※該当するものがない場合は、「無」を選択 （４）判定基準の際、使用した原産品判定規定 該当するものを選択 <table border="1"> <tr> <td>☐ 無</td> <td>以下の規定を使用しない</td> </tr> <tr> <td>☐ 1</td> <td>僅少(DMI)（協定第３章第３０条及び附属書二の規定による僅少の非原産材料を使用する場合）</td> </tr> <tr> <td>☐ 2</td> <td>累積(ACU)（協定第３章第２９条による材料を使用する場合）</td> </tr> <tr> <td>☐ 3</td> <td>代替性のある産品及び材料(FGM)（協定第３章第３４条による産品及び材料を使用する場合）</td> </tr> </table>			☐ 無	以下の規定を使用しない	☐ 1	僅少(DMI)（協定第３章第３０条及び附属書二の規定による僅少の非原産材料を使用する場合）	☐ 2	累積(ACU)（協定第３章第２９条による材料を使用する場合）	☐ 3	代替性のある産品及び材料(FGM)（協定第３章第３４条による産品及び材料を使用する場合）
☐ 無	以下の規定を使用しない									
☐ 1	僅少(DMI)（協定第３章第３０条及び附属書二の規定による僅少の非原産材料を使用する場合）									
☐ 2	累積(ACU)（協定第３章第２９条による材料を使用する場合）									
☐ 3	代替性のある産品及び材料(FGM)（協定第３章第３４条による産品及び材料を使用する場合）									

非原産材料を使用して生産される産品の
場合のさらなる判定基準の選択
(VA/CTC/SP/VA+CTC)

救済規程の利用の有無
(僅少／累積／代替性のある産品及び材料)



原産品判定依頼の手続き⑦

原産品判定依頼書

[メニューに戻る](#)

※本件に関するご担当者・判定審査完了のメール送信希望の有無などをご確認ください。

■本件に関するご担当者

本件に関するご担当者	◎	氏 名：全角	日商 三郎
	◎	電話番号：半角	03-9999-9999
		FAX番号：半角	03-8888-8888
		E-mail：半角	Saburo@nissho-seisaku.co.jp

①申請者とは別に実務担当者がある場合は当該担当者を入力してください

■判定審査完了のメール送信希望の有無

E-mail送信希望	☐ 希望する	E-mail：半角	Saburo@nissho-seisaku.co.jp ※メインメニューで初期値を設定できます。
	☒ 希望しない		

本データは、原産品判定以外の目的で使用する
地証明書の発給に関する法律により、原産地証明
ナム協定は3年間)、発給機関に保存されます。

②内容がよろしければ
「判定依頼」をクリック
してください

経済連携協定に基づく特定原産
品、日スイス協定および日ベト

[キャンセル](#) [保 存](#) [判定依頼](#)



特定原産地証明書の発給申請①

- ▶ 発給申請できるのは「輸出者」のみ
- ▶ 申請情報入力 of 主な留意点
 - 出航日の入力は必須
 - 特定原産地証明書に印字される産品名は、原産品判定済みの産品名称と同一であることが原則
 - ＊ブランド名や型番等を、産品名称の後ろに括弧書き等で付記することは可能
 - 未来日のインボイス日付の入力は不可
 - L / C等で求められても、定められた事項以外の文言等を証明書には記載できません



特定原産地証明書の発給申請②

- ▶ 特定原産地証明書のイメージの確認：
「保存」にすればイメージプレビューで確認可能
- ▶ 標準処理日数：2営業日（不備等があれば無期限）
- ▶ 手数料：基本額2,000円＋加算額@500円×産品数
 - ・ 同じ産品を21回以上利用：加算額は50円に
- ▶ 日本商工会議所各事務所（全国21カ所）の窓口で
手数料と引換えに特定原産地証明書を交付（原則）
 - ・ 郵送可能（手数料は事前振込、郵送料は代引。）



発給申請の手続き①

特定原産地証明書発給システム

ログアウト

ご利用者	判定依頼中	7件	発給申請中	6件
	判定手続中	5件	発給手続中	14件
	誓約書申請	2件	交付準備完了	9件

※ 04月11日 15時04分現在の[日商 三郎]様の状況です。

企業	判定依頼中	14件	発給申請中	20件
	判定手続中	6件	発給手続中	31件
	誓約書申請	2件	交付準備完了	20件

※ 有効期限が30日以内の同意通知を受けているものは[0件]件です。

■■■■■■■ メインメニュー ■■■■■■■

原産品判定

- [原産品判定依頼書入力](#)
- [原産品同意通知書入力](#)
- [原産品\(誓約書\)利用](#)

発給申請

- [発給申請書入力](#)
- [原産品同意通知書照会](#)
- [引換書・受領書印刷](#)
- [誓約書情報入力\(スイス・ベルーのみ\)](#)

企業情報

- [企業情報の変更\(サイナーの追加・変更含む\)](#)
- [有効期限の更新\(期限30日前から手続可能\)](#)
- [メール送信設定](#)

発給申請書入力を
クリックします



発給申請の手続き②

発給申請書一覧

発給受付番号		状態		製品情報	
申請日※	~	申請者名 (部分一致)			
証明書番号 (完全一致)		輸入者名 (部分一致)			
協定		発給事務所			

※申請日は西暦年月日の数字を入力してください。(例: 2008年5月1日→20080501)
※この一覧は受付番号の大きい順に表示されます。過去に申請した案件を見たい場合は「過去」をクリックしてください。

検索件数: 34件 ページ: [前] 1 2 3 4 5 [次]

協定	番号	申請日	状態	申請者名	便名	手数料 (円)	再 ※	修 正	削 除	複 写	申請 事務所
タイ	02839204	2011/08/26	交付準備完了	abc	aaaaaa	3,000		修	削	複	東京
タイ	02837604	2011/01/21	保存	bankok I	E202	2,500		修	削	複	東京
タイ	02834604	2010/06/01	手続中(承認)	Thai corp.	日商 四郎 日商 四郎 JT-see	3,000		修	削	複	浜松
タイ	02834504	2010/06/01	手続中(承認)	Thai corp.	日商 四郎 日商 四郎 JT-see	3,000		修	削	複	東京
タイ	02832504	2010/03/11	手続中(承認)	ABC Co., Ltd.	日商 三郎 日商 三郎 12211	2,500		修	削	複	東京
タイ	02830504	2009/12/07	手続中	Thai Inc.	日商 四郎 日商 四郎 JT-see	3,000		修	削	複	東京
タイ	02830304	2009/12/03	手続中	Thai corp.	日商 四郎 日商 四郎 JT-see	3,000		修	削	複	東京
タイ	02830204	2009/12/03	手続中(承認)	Thai corp.	日商 四郎 日商 四郎 JT-see	3,000		修	削	複	東京

①各項目で絞り込みができます。

④「複写」ボタンで過去の案件を簡単に複写して利用できます

②現在の審査状況を確認できます

③審査が終了すると手数料額が確認できます

⑤新規入力をクリックします



発給申請の手続き③

発給申請書一覧

メニューに戻る

キャンセル

保存

発給申請

発給申請書

日本商工会議所 御中

[注意事項](#)

1. 当社／私は、標記発給申請書に関し、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に則り、当該発給申請書に係る申告内容は全て真正であることを誓約します。
2. 当社／私は、当該発給申請書について、記載内容を立証する関係資料を原産地証明書の発給の日以後5年間（日・ブルネイ協定、日・アセアン協定、日・スイス協定および日・ベトナム協定は3年間）保存し、両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じて提出することを誓約します。
3. 当社／私は、当該発給申請書について次に掲げる事実を知ったときは、遅滞なくその旨を書面により関係機関に通知することを誓約します。
 - ①当該特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと
 - ②当該特定原産地証明書の記載に誤りが生じたこと
 - ③当該特定原産地証明書に記載された事項に変更があったこと

以上の事項のとおり誓約し、発給申請書を記入します。

※発給申請する協定名、証明書の発給事務所を選択してください。

協定	
発給事務所	

※下記の欄のうち、◎のついた欄は必須項目となります。

■発給申請者

特定原産地証明書の発給申請は、原産品判定依頼により行われます。
発給申請者が当該製品の判定依頼者ではない場合は、予め当該製品の生産者（判定依頼者）から原産品判定番号を入手してください。
また、発給申請に先立って、判定依頼者が判定を依頼した事務所に「証明資料提出同意通知書」を提出している必要があります。

協定と発給事務所
を選択します



発給申請の手続き④

発給申請書入力

[メニューに戻る](#)

■発給申請者

特定原産地証明書の発給申請は、原産品判定依頼により原産品として判定された製品の輸出者が行います。
発給申請者が当該製品の判定依頼者ではない場合は、予め当該製品の生産者（判定依頼者）から原産品判定番号を入手してください。
また、発給申請に先立って、判定依頼者が判定を依頼した事務所に「証明資料提出同意通知書」を提出している必要があります。

※発給申請者の情報を記入してください。

発給申請者	◎	和文氏名	日商 三郎
	◎	英文氏名	Saburo Nissho
	◎	企業登録番号	A00030367
	◎	和文社名(屋号)	日商製作所 株式会社
	◎	英文社名	Nissho Seisakujo Co.,Ltd.
		和文役職：全角	部長
		英文役職：半角	General Manager
		電話番号：半角	03-9999-9999
		FAX番号：半角	03-8888-8888
		E-mail：半角	Saburo@nissho-seisaku.co.jp
	◎	郵便番号：半角数字	〒111-0000
	◎	所在地：全角	東京都千代田区丸の内1-1-1

発給申請者と輸出者は自動入力されていますので、内容を確認してください。

■輸出者のフルネーム、所在地および国名 (Exporter's Name, Address and Country)

※英文社名および住所は、証明書に印字されます。

輸 出 者	◎	和文社名(屋号)	日商製作所 株式会社
	◎	英文社名	Nissho Seisakujo Co.,Ltd.
	◎	企業登録番号	A00030367
		電話番号：半角	03-9999-9999
		FAX番号：半角	03-8888-8888
		E-mail：半角	Jiro@nissho-seisaku.co.jp
	◎	郵便番号	〒111-0000



発給申請の手続き⑤

発給申請書入力

■輸入者又は荷受人のフルネーム、所在地等 (Importer's or Consignee's Name, Address)

※輸入者(輸入申告者)名、住所等を記入してください。

英文所在地にあらかじめ表示している国名の表記は一例です。正式国名に変更しても構いません。

英文社名および住所は、証明書に印字されます。

輸 入 者	◎	英文社名：半角	
	◎	英文所在地：半角 (国名入力必須) ※カンマ(,)の後は スペースを入れてください。	, THAILAND
		電話番号：半角	
		FAX番号：半角	

①輸入者の英文社名と英文住所を入力します

(英文住所は国名必須の協定が大多数)

特定原産地証明書の任意記載項目に関する記載の選択

■輸送手段 (Means of transport and route)

※出航日(船荷証券または航空貨物運送状の日付)を記入してください。

出航(予定)日は必ず記入してください。通及発給の場合のみ証明

積込地、経由地(ある場合)、仕向地は必ず記入してください(右

便名(船名またはフライトナンバー)は分かる範囲で記入してください。

実際と異なる便名を記載した場合、受理されない可能性があります。

原産地証明書が通及して発給される場合には、出航日、積込地、便名

通及して発給される場合は、欄8に"ISSUED RETROACTIVELY"と印

記してください。

協定に基づき、タイに輸出される産品が関税上の特恵待遇を得るためには、協定第32条の積送基準に

適合していなければなりません。

②輸送手段の入力方法は協定ごとに異なりますので画面の注意事項をよくご確認ください

Means of Transport and route	◎	出航日(予定日)	年 月 日	☒
	◎	積込地：英文		☒
		経由地：英文(タイ・日本以外)		
	◎	仕向地：英文		
		便 名：英文		☐

証明書に
記載する

③出航日は必須入力です

発給申請の手続き⑥

発給申請書入

■リインボイスの使用およびリインボイスの発行者（※該当する場合のみ）

※インボイスが原産地証明書の発給を受けた輸出者以外の第三国に所在する者により発行され、第三国においてリインボイスを発行した者の登記上または戸籍上のフルネームおよび所在地

リインボイスの発行者	英文名称：半角	
	英文所在地：半角 (タイ・日本以外)	

① 第三国インボイスを利用する場合のみ、発行者の名称と住所（英文）を入力してください

■原産品名(Description of good(s))・数量(Quantity or weight)・インボイス番号(Invoice number(s))など

製品情報入力・修正／削除 このボタンを押して入力して下さい

■荷印および荷物番号 (Marks and numbers) / 包装数量および包装形態 (Number and kind of package)

※ケースマーク(荷印・荷物番号)を記入してください。(半角英数字、半角記号300文字以内)
入力がない場合は「N/A」が印字されます。

※荷姿(包装数量・形態)を記入してください。(半角英数字、半角記号150文字以内) 必須入力です。

産品に係る情報	Marks and numbers (荷印・荷物番号)	
	Number and kind of package (包装数量・形態)	

② 産品情報の入力は別画面となりますので、ボタンをクリックしてください



発給申請の手続き⑦

①「原産品一覧選択」ボタンをクリックすると現在利用できる産品の一覧が表示されますので、利用産品を選択します

原産品判定番号	原産品名
2067194105 (直接入力)	copper

HSコード	企業登録番号	原産地証明書に印字される原産品名
740200	A00030367	copper

③ 原産地証明書に印字される産品名称を修正する必要がある場合は、ここで修正します

登録 削除

産品入

に印字される原産品

HSコード	原産品名
判定依頼企業名	生産者名

1頁 20 件 表示

検索件数: 15 ページ: [前] 1 [次]

原産品判定番号	HSコード	原産品名	判定依頼企業名	生産者名
2991158704	123456	abc	日商製作所 株式会社	ニッポン製作所 株式会社
3612834604	123456	BAG	株式会社 福岡商事	株式会社 福岡商事
6488432904	123456	cde	日商製作所 株式会社	日商製作所 株式会社
7726900904	123456	abc	日商製作所 株式会社	日商製作所 株式会社

②数量・単位、インボイス番号・日付を入力します
(インボイス日付は未来の日付は不可)

④ 登録ボタンをクリックすると画面下方に産品がリストアップされますので、複数の産品を証明書に記載する場合は、登録作業を繰り返し行います
全ての登録が終了した後は、「戻る」ボタンをクリックします



発給申請の手続き⑧

入力した产品信息が表示されたのを確認してください

発給申請書入力

■原産品名(Description of good(s))・数量(Quantity or weight)・インボイス番号(Invoice number(s))など

产品信息入力・修正／削除 このボタンを押して入力して下さい

产品信息					
原産品判定番号		原産品名	数 量	単 位	
2667194105		copper	1000	kgs	
HSコード	企業登録番号	原産地証明書に印字される原産品名	同意有効期限	インボイス番号	インボイス日付
740200	A00030367	copper		nissho1234	2012年04月01日

■荷印および荷物番号 (Marks and numbers) / 包装数量および包装形態 (Number and kind of package)

※ケースマーク(荷印・荷物番号)を記入してください。(半角英数字、半角記号300文字以内)

入力がない場合は「N/A」が印字されます。

※荷姿(包装数量・形態)を記入してください。(半角英数字、半角記号150文字以内) 必須入力です。

產品に係る情報	Marks and numbers (荷印・荷物番号)	no mark
	Number and kind of package (包装数量・形態)	1 package



発給申請の手続き⑨

発給申請書入力 メニューに戻る

本件に関するご担当者	◎	氏 名：全角	日商 三郎
	◎	電話番号：半角	03-9999-9999
		FAX番号：半角	03-8888-8888
		E-mail：半角	Saburo@nissho-seisaku.co.jp

■手数料納付・証明書の交付方法

※希望する手数料の納付方法、証明書の交付方法を選択してください。
振込納付の場合は、ご入金の確認後に交付いたします。

手数料納付方法	☒ 現金	交付(受取)方法	☒ 窓
	☐ 振 込		☐ 郵 送

■現金納付における証明書受領者名(領収書の宛名)について

宛名変更可能

証明書受領者名 (領収書の宛名)：全角	日商製作所 株式会社
------------------------	------------

※領収書の発行は現金納付のみです。宛名の初期設定値は発給申請者名(社名)ですが、変更することが可能です。
複写の場合は、複写元の内容がそのまま反映されます。なお、空欄または上様での領収書発行はできません。

■交付準備完了後のメール送信希望の有無

E-mail送信希望	☐ 希望する	E-mail：半角	Saburo@nissho-seisaku.co.jp ※メインメニューで初期値を設定できます。
	☒ 希望しない		

本データは証明書の発給以外の目的で使用するのではなく、ほかに公表されることもありません。また、経済連携協定
証明書の発給等に関する法律により、原産地証明書の発給から5年間(日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協
定は3年間)、発給権限に保存されます。

ご入力いただいた文字数が多い場合、改行の関係(印字の際、半角スペースで区切られた1つの単語の途中では改行せずに、その
の行へ印字します)で、文字が証明書にすべて表示されないことがあります。「証明書イメージ」で印刷される内容をご確認ください。
品名、Marks and numbers 欄は、特にご注意ください。なお、このような場合、区切りたい部分に半角スペースを入れること
ができます。

保存をすると証明書イメージがご覧いただけます。

キャンセル 保 存 発給申請

内容を確認してよろし
ければ「発給申請」
ボタンをクリックして
発給申請します



発給申請の手続き⑩

発給申請書入力

メニュー

発給受付番号

協定：日タイ協定
発給受付番号：02848904
発給事務所：東京事務所

※この番号は、お問い合わせの際に必要なになりますので、必ず控えをお取りください。

新規入力 一覧照会 控え印刷 証明書イメージ閲覧(PDF)

発給申請が完了すると受付番号
が付与され、証明書のイメージ
をご覧いただけます
(保存することでもイメージは閲覧可)

1. Exporter's Name, Address and Country: Nissaho Seisakujo Co., Ltd. 1-1-1-101, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan		Reference No. *****	Number of page 1 / 1
2. Importer's or Consignee's Name, Address and Country: Thailand Corporation Bangkok, THAILAND		AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE KINGDOM OF THAILAND FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP	
3. Means of transport and route Port of Discharge: Bangkok Name of loading point: Tokyo		CERTIFICATE OF ORIGIN Issued in Japan	
4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number 1): abc:123456 2): abc:123456		5. Preference criterion PS PS	6. Quantity or gross weight 1 Kg 3 Kg
		7. Invoice number and date a-11 April 5, 2012 a-11 April 5, 2012	
8. Remarks:			
9. Declaration by the exporter: I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate, - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is Japan. Place and Date: Tokyo, April 10, 2012 Signature: Name(printed): Saburo Nisaho Company: Nissaho Seisakujo Co., Ltd.		10. Certification Sample Only	

事前振込等連絡票①

特定原産地証明書発給システム

特定原産地証明書
発給申請マニュアル(手引き)

※初めての方はこちらを必ずご一読ください。

ログインされる方は、この画面にアクセスしてから、こちらをクリックしてください。

<お知らせ>
システムメンテナンスのため、下記時間に

分野別情報

- 国・地域別情報
 - アセアン インド
 - インドネシア スイス
 - タイ フィリピン
 - ブルネイ ベトナム
 - ヘルー マレーシア
 - メキシコ
- **経理関連情報**
- セミナー・説明会関連情報
- システム関連情報
- 産品情報入力方法
- その他(事務連絡など)
- 問い合わせ先

**特定原産地証明書発給システム
経理関連情報**

- 発給手数料の事前振込連絡票フォーム
- 発給手数料の後日振込払いの要件等

更新履歴

H24年2月6日 引換書・受領書印刷の確認画面の変更について NEW

日付	内容
H24年2月22日	ペルー税関における関税還付、担保の引き取りについて(経済産業省) NEW
H24年2月22日	ペルー政府による実行最恵国税率(MFN 税率)の引き下げについて(経済産業省) NEW
H24年2月13日	(入門編)特定原産地証明書発給セミナー(1月26日 東京)配布資料
H24年2月6日	引換書・受領書印刷の確認画面の変更について
H24年1月24日	EPA特定原産地証明書取得セミナー(2月21日福井)のお知らせ
H24年1月17日	【受付終了】日ペルー経済連携協定及び日メキシコ経済連携協定の改正に係るセミナーのご案内(2月6日 経済産業省)

テンプレートのダウンロード及びファイル・テンプレートをダウンロードしたことに起因するコンピューター・OS等のいかなる不具合・故障に対しても一切責任を負いません。以上についてご同意の上、ダウンロード願います。

<ポップアップ許可設定のお願い>
このシステムでは一部でポップアップウィンドウが使用されます。画面の上部に「ポップアップがブロックされました…」のバーが表示された場合、①そのバーをクリック→②「このサイトのポップアップを常に許可」をクリック→③「jcci.or.jp」からポップアップを許可しますか?」で「はい」をクリックしてください。



事前振込等連絡票②

全EPA共通

特定原産地証明書発給手数料の事前振込の手順等について

平成
日本

特定原産地証明書発給手数料の銀行振込の手順等につきまして、以下のお手
くお願い申し上げます。

1. 発給手数料額の確認

特定原産地証明登録システム画面において、発給申請時に手数料納付方法
選択された発給受付番号の発給手数料をご確認ください。

※発給事務所が審査している際は「手続中」と状況が表示されております
了した段階で「手続中（承認）」と表示され発給手数料額が確定いたします。

2. 指定口座への振込手続き

以下の指定口座に当該手数料をお振込ください。

【指定口座】 みずほ銀行 丸之内支店
普通 2701562 口座名義：日本商工会議所（にほんしょうこうかい）

* 振込手数料は振込人負担とさせていただきます。

* 当該振込控をもって発給手数料の領収書と替えさせていただきます。

（留意点）振込人名義について

「発給申請者（会社名）（入力可能桁まで、「株式会社」等は省略）」としてくだ

3. 事前振込等連絡票の送信

発給手数料振込後、別紙「特定原産地証明書発給手数料 銀行振込等連絡票
（別紙）」に振込関連情報および証明書郵送の希望有無をご記入いただき、日
国際部特定原産地証明担当宛にファクシミリでご送信ください（FAX:03-3

※連絡票の原本は大切に保管してください。

※「銀行等への振込控え」の貼付は不要です。

4. 発給手数料入金確認～証明書交付

お送りいただきました連絡票をもとに、日本商工会議所国際部特定原産地
にて発給手数料の入金を確認し、確認がとれた案件につきまして発給事務
します。発給事務所において、証明書交付の準備が整いますと、発給シス
状態が「手続中（承認）」⇒「交付準備完了」となります。

なお、受取方法で「郵送」を希望された方につきましては、発給事務所に
手配いたします。

（本件連絡先）

日本商工会議所国際部特定原産地証明担当

TEL : 03-3283-7850

FAX : 03-3216-6497

平成 年 月 日

日本商工会議所 国際部

特定原産地証明担当 行

FAX : (03) 3216-6497

発給申請者（企業名）：

（担当氏名）：

電話番号：

特定原産地証明書発給手数料 事前振込等連絡票

特定原産地証明書の発給手数料として、下記内容にて振込みましたのでご連絡いたします。

記

振込元金融機関名 (貴社の口座がある銀行名)	銀行	日商使用欄 (日商人金庫印)
振込予定日	平成 年 月 日	日商担当者印
振込金額	円	振込日 月 日

■ 証明書交付事務所（発給申請を行った事務所）【必須】 （ ） 事務所

■ 証明書の郵送希望有無 *いずれかにレ点を付してください【必須】

☐ 郵送を希望する 住所 〒

☐ 郵送を希望しない（窓口交付）

※郵送ご希望の場合、郵便料金・代金引換料・振替手数料は着払い（申請者負担）となります。

<振込額の明細>

* 発給受付番号、発給手数料、対象国をご記入ください。

記入欄が足りない場合には、本紙をコピーしてください。

発給受付番号（8桁）	発給手数料	対象国（いずれかに○）
	円	韓国・ロシア・リ・タイ・インドネシア・ブー フィリピン・スロベニア・インド・ベネ・ア
	円	韓国・ロシア・リ・タイ・インドネシア・ブー フィリピン・スロベニア・インド・ベネ・ア
	円	韓国・ロシア・リ・タイ・インドネシア・ブー フィリピン・スロベニア・インド・ベネ・ア
	円	韓国・ロシア・リ・タイ・インドネシア・ブー フィリピン・スロベニア・インド・ベネ・ア
	円	韓国・ロシア・リ・タイ・インドネシア・ブー フィリピン・スロベニア・インド・ベネ・ア
	円	韓国・ロシア・リ・タイ・インドネシア・ブー フィリピン・スロベニア・インド・ベネ・ア
合計額（振込額）	円	



引換書の印刷方法①

■■■■■■■ メインメニュー ■■■■■■■

原産品判定
原産品判定依頼書入力
原産品同意通知書入力
原産品利用状況

発給申請
発給申請書入力
原産品同意通知書照会
引換書・受領書印刷
誓約書情報入力(スイスのみ)

① 「引換書・受領書印刷」を押下します

② 受け取りたい案件にチェックします

③ 必要に応じて入力します

④ ボタンを押下して引換書／受領書を印刷します

引換書・受領書印刷

メニューに戻る

表示 戻る

一覧印刷

※納付が「現金」あるいは「振込」で受取方法が「窓口」の案件についてご持参ください。(注)交付(受取)方法が郵送の案件については、引換書・受領書は、直接プリンタから印刷したもののみが有効です。

※代理者が証明書を受け取る場合は下欄にご入力ください。

代理者企業名 株式会社 日商商事ロジスティクス 代理者氏名 鈴木 花子

※再・再発給申請の場合に○が表示されます。

検索条件数: 20

選択	協定(留意すべき事項)	受付番号	発給申請日	事務所	輸入者名	申請者名	手数料	納入方法	受取方法	再※
☒	タイ	02820404	2009年04月10日	東京	Thai Inc.	日商	3,000	振込	窓口	
☒	ベトナム	00000609	2009年09月07日	東京	Ho Chi	日商	3,000	現金	窓口	
☒	ベトナム	00001109	2009年09月07日	東京	Ho Chi	日商	3,000	現金	窓口	○
☒	マレーシア	01285802	2009年04月10日	東京	Malay	日商	1,500	振込	窓口	
☒	メキシコ	02083401	2009年04月10日	東京	Compar	日商	2,000	振込	窓口	
☒	メキシコ	02083501	2009年04月10日	東京	Compar	日商	2,000	振込	窓口	
☒	メキシコ	02083601	2009年04月10日	東京	Compar	日商	2,000	振込	窓口	
☒	メキシコ	02083701	2009年04月10日	東京	Compar	日商	2,000	振込	窓口	
☒	メキシコ	02083801	2009年04月10日	東京	Compar	日商	4,000	振込	窓口	
☒	インド	00002610	2011年06月06日	東京	Indo	日商	2,000	振込	窓口	



引換書の印刷方法②

日タイ協定

現金・引換書

日本商工会議所
東京事務所 御中

平成24年04月10日

申請者名 日商製作所株式会社
日商 三郎
代理者名 株式会社 日商商事
鈴木 花子

特定原産地証明書引換書

以下の発給受付番号の特定原産地証明書の引換をお願いいたします。

(合 計)	2 件	¥6,000
(発給受付番号)		(金 額)
1. No. 02816604		¥3,000
2. No. 02837604		¥3,000

1/1

日スイス協定

現金・引換書

商工会議所
京事務所 御中

平成24年04月10日

申請者名 日商製作所株式会社
日商 三郎
代理者名 株式会社 日商商事
鈴木 花子

特定原産地証明書引換書

以下の発給受付番号の特定原産地証明書の引換をお願いいたします。

(合 計)	2 件	¥6,500
(発給受付番号) (金 額)		
1. No. 00000308		¥3,000
2. No. 00001308		¥3,500

1/1



同意通知書の提出

★承認済みの判定依頼書を展開してください。

原産品判定依頼書

■本件に関するご担当者

本件に関するご担当者	◎	氏 名	日商 三郎
	◎	電話番号	
		FAX番号	
		E-mail	

■判定審査完了のメール送信希望の有無

E-mail送信希望	☒ 希望する	☐ 希望しない
------------	---------------------------------------	-----------------------------

同意通知書入力/修正

◎証明資料同意通知書

本データは、原産品判定以外の目的で使用するのではなく、他に関する法律により、原産地証明書の発給から5年間(日付)に保存されます。

判定結果内容印刷

編集

※下記の欄のうち、◎のついた欄は必須項目となりますので、必ず
※企業登録番号(企業FTA番号)が入力されていないものは、発給申請できません。

原産品情報	◎	同意通知提出者	A00030367: E
	◎	HSコード: 半角	847130
	◎	品名等: 半角	portable dig automatic data processing machine(personal computer)
	◎	原産品判定番号: 半角	8236718804
		同意通知の提出日	2012年04月10

特定COOの発給申請者	◎	企業登録番号: 半角英数字		情報取込
	◎	発給申請者の名称: 全角		
	◎	郵便番号: 半角数字	〒	
	◎	所在地: 全角		
		代表者名: 全角		
		電話番号: 半角		
		FAX: 半角		
		E-mail: 半角		
		有効期限	2015年 04月 09日	
		同意提出	印刷	戻る

①輸出者の企業登録番号を入力して「情報取込ボタン」をクリックしてください

②有効期限を必要に応じて修正し、「同意提出」ボタンをクリックします



再発給申請の手続き

★交付済みの発給申請書を展開してください。

発給申請書一覧

発給受付番号 状態 交付済 産品

申請日※ 申請者名

証明書番号 (完全一致)

協定

※申請日は西暦年月日の数字を
※この一覧は受付番号の大きい

新規入力 TSV形式

検索件数: 6

協定	受付番号	申請日
タイ	02830304	2009/12/03
メキシコ	02087301	2011/08/29
インドネシア	00047905	2011/05/13
アセアン(ベトナム)	00018391	2009/03/18
ベトナム	00000709	2009/09/07
スイス	00000708	2009/08/10

① 交付済の該当案件をクリックし、発給申請書参照画面を表示します

■本件に関するご担当者

氏名	日商 三郎
電話番号	03-9999-9999
FAX番号	03-8888-8888
E-mail	Saburo@nissho-seisaku.co.jp

③ 「OK」をクリックして、再発給申請してください

■手数料納付・証明書の交付方法

手数料納付方法 ☐ 現金 ☒ 振込 交付

■交付準備完了後のメール送信希望の有無

E-mail送信希望 ☐ 希望する ☒ 希望しない E-mail Saburo@

Web ページからのメッセージ

再発給申請しますか?

OK キャンセル

② 「再発給」をクリック

複写 TSVデータ出力 再発給 印刷 戻る

証明書イメージ閲覧(PDF)

データは証明書の発給以外の目的で使用するのではなく、ほかに公表されることもありません。また、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給に関する法律により、原産地証明書の発給から5年間(日ブラネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定および日ベトナム協定は3年間)、発給機保存されます。

力いただいた文字数が多い場合、改行の関係(印字の際、半角スペースで区切られた1つの単語の途中では改行せずに、その単語は次の行へします)で、文字が証明書にすべて表示されないことがあります。「証明書イメージ」で印刷される内容をご確認ください(産品名、Marks and numbers 欄は、特にご注意ください)。なお、このような場合、区切りたい部分に半角スペースを入れることで調整することができます。

保存義務、罰則

保存義務

特定原産地証明書の発給を受けた輸出者や原産品判定依頼を行った生産者は、特定原産地証明書の発給日から5年間（日ブルネイ協定、日スイス協定、日アセアン、日ベトナム協定の場合は3年）、その特定原産地証明書に記載された産品の原産性を判断するために用いた情報や書類を保存しなければなりません。

罰則

違反行為の内容	該当条文	罰金額
標章の使用制限違反	第35条	50万円以下
虚偽の申請書又は虚偽の資料の提出	第36条	30万円以下
原産品でなかったことの通知義務違反	第37条	30万円以下
原産地証明書の返納義務違反	第38条	30万円以下

発効済み協定および発効年月日

2012年4月現在

日メキシコ協定	2005年 4月 1日
日マレーシア協定	2006年 7月 13日
日チリ協定	2007年 9月 3日
日タイ協定	2007年 11月 1日
日インドネシア協定	2008年 7月 1日
日ブルネイ協定	2008年 7月 31日
日アセアン協定	2008年 12月 1日
日フィリピン協定	2008年 12月 11日
日スイス協定	2009年 9月 1日
日ベトナム協定	2009年 10月 1日
日インド協定	2011年 8月 1日
日ペルー協定	2012年 3月 1日

お問い合わせ



日本商工会議所

The Japan Chamber of Commerce and Industry

<EPA 関連法令に関する相談>

経済産業省 原産地証明室 (※認定輸出者制度含む)	TEL : 03-3501-0539
---------------------------	--------------------

<特定原産地証明書に関する相談>

日本商工会議所国際部 特定原産地証明担当			TEL : 03-3283-7850
判定	発給	日商事務所	
	○	札幌事務所 (札幌商工会議所内)	TEL : 011-231-1332
	○	仙台事務所 (仙台商工会議所内)	TEL : 022-265-8185
	○	黒部事務所 (黒部商工会議所内)	TEL : 0765-52-0242
	○	千葉事務所 (千葉商工会議所内)	TEL : 043-227-4101
○	○	東京事務所 (東京商工会議所内)	TEL : 03-3283-7771
○	○	横浜事務所 (横浜商工会議所内)	TEL : 045-671-7406
○	○	浜松事務所 (浜松商工会議所内)	TEL : 053-452-1112
	○	清水事務所 (静岡商工会議所内)	TEL : 0543-53-3401
	○	富士事務所 (富士商工会議所内)	TEL : 0545-52-0995
○	○	名古屋事務所 (名古屋商工会議所内)	TEL : 052-223-5720
	○	蒲郡事務所 (蒲郡商工会議所内)	TEL : 0533-68-7171
	○	豊川事務所 (豊川商工会議所内)	TEL : 0533-86-4101
	○	四日市事務所 (四日市商工会議所内)	TEL : 059-352-8191
	○	福井事務所 (福井商工会議所内)	TEL : 0776-33-8253
○	○	京都事務所 (京都商工会議所内)	TEL : 075-212-6410
○	○	大阪事務所 (大阪商工会議所内)	TEL : 06-6944-6216
	○	神戸事務所 (神戸商工会議所内)	TEL : 078-303-5806
	○	広島事務所 (広島商工会議所内)	TEL : 082-222-6651
	○	福山事務所 (福山商工会議所内)	TEL : 084-921-2346
	○	高松事務所 (高松商工会議所内)	TEL : 087-825-3501
○	○	福岡事務所 (福岡商工会議所内)	TEL : 092-441-1117